

令和6年度答申第61号  
令和6年12月24日

諮問番号 令和6年度諮問第57号（令和6年11月5日諮問）  
審査庁 国土交通大臣  
事件名 道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）の被用者（以下「本件運転者」という。）が運転する大型貨物自動車（以下「本件車両」という。）が、一般国道A号B国道上り線において、中央分離帯に衝突し、道路の附属物であるガードレール及び橋梁用防護柵を損傷（以下「本件損傷」という。）したとして、C地方整備局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、道路法（昭和27年法律第180号）58条1項の規定に基づき、本件損傷に係る復旧工事に要した費用の負担命令（以下「本件負担命令」という。）を発したところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

道路法58条1項は、道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする旨規定する。

道路法22条1項は、上記「他の行為」とは、道路を損傷し、若しくは汚損した行為又は道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為をいう旨規定し、同法2条1項は、同法における「道路」とは、一般交通の用に供する道で同法3条各号に掲げるもの（一般国道等）をいい、トンネル等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含む旨規定し、同法2条2項は、同法における「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、同項各号に掲げるものをいう旨規定し、同項1号は、道路上の柵を掲げる。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 令和元年8月15日20時20分頃、一般国道A号B国道上り線D地内（64.56k p）（以下「本件道路」という。）において、本件運転者が運転する本件車両が、中央分離帯に衝突し、ガードレール及び橋梁用防護柵を損傷（本件損傷）させる事故（以下「本件交通事故」という。）が発生した。

（道路施設損傷復旧費負担命令書、事故照会回答、道路損傷台帳）

- (2) C地方整備局E国道事務所F維持出張所（以下「F維持出張所」という。）は、本件交通事故の翌日である令和元年8月16日、パトロールにより本件損傷を確認した。また、F維持出張所は、G都道府県警察本部交通部高速道路交通警察隊に対し、本件交通事故について照会したところ、同月21日、本件損傷の直接行為者は本件運転者である旨回答を受け、後日、道路損傷確認書（様式）を本件運転者宛てに送付した。

（異常箇所詳細シート、事故照会回答、弁明書）

- (3) C地方整備局E国道事務所は、令和3年7月12日から本件損傷に係るガードレール及び橋梁用防護柵を撤去及び再設置する工事（以下「本件復旧工事」という。）を行い、同月15日に完了した。

（作業完了報告書、損傷復旧図面、竣工図）

- (4) 処分庁は、令和5年9月6日付けで、審査請求人に対し、本件復旧工事に要した費用（合計1040万4699円。以下「本件負担金」という。）の負担命令（本件負担命令）を発した。

（道路施設損傷復旧費負担命令書）

- (5) 審査請求人は、令和5年12月5日付けで、審査庁に対し、本件負担命令を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和6年11月5日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件交通事故は、令和元年8月15日20時20分頃、本件道路において、審査請求人の車両（運転者は本件運転手）が中央分離帯に衝突する事故であったが、当時、大型の令和元年台風第10号（以下「台風10号」という。）が上陸・通過しており、風雨が強く、また、飛来した落下物もあり、災害のため衝突は不可抗力であった。
- (2) 本件負担命令では、1040万4699円を損傷復旧額としているが、補修を必要とする範囲、本件交通事故当時の損傷物の価値、費用の算出方法等が不明瞭である。
- 以上のことから、本件負担命令の取消しを求める。

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は次のとおりである。

### 1 認定事実

- (1) 台風10号は、同年8月6日15時にマリアナ諸島で発生し、日本の南海上を北西進し、その後、次第に進路を北に変え同月15日11時過ぎに愛媛県佐田岬半島付近を通過した。その後も北に進み、同日15時頃に広島県呉市付近に上陸、中国地方を縦断し日本海へ抜けた。この台風の影響で、G都道府県内は強風を伴った大雨となった。本件交通事故が発生したH地には同月15日16時17分時点で大雨注意報、雷注意報、強風注意報及び洪水注意報が発令されていた。
- (2) 当該台風10号は、本件交通事故が発生した令和元年8月15日20時20分頃には既に暴風域は消滅しており、同日18時に北緯35度3分東経133度0分（島根県雲南市大東町川井）にあった中心位置は、同日21時には北緯36度2分東経133度1分（島根県隠岐の島付近の日本海）に達していた。
- (3) 本件道路付近の気象庁観測所は、本件道路から国道沿いに北東約10.

7キロのI特別地域気象観測所、南西約13.8キロにJ地域気象観測所があり、降水量と平均風速の観測を行っている。この観測データによると、10分間ごとの値で令和元年8月15日20時0分から20時30分の間に、Iで降水量は最大で0.5mm、平均風速は最大で7.1m/s、最大瞬間風速は12.8m/s、Jで降水量0.0mm、平均風速は最大で1.0m/s、最大瞬間風速は2.8m/sの値を記録している。

- (4) 土木工事標準積算基準書（以下「基準書」という。）は、国土交通省直轄の道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

## 2 論点に対する判断

本件負担命令は、本件交通事故の発生及び審査請求人の被用者が運転者であったことについては審理関係人の間で争いはないが、審査請求人は、本件交通事故の原因は災害であり不可抗力であったこと、また本件負担金について工事を必要とする範囲、費用の算出方法等が不明瞭と主張していることから、本件交通事故は災害が原因のやむを得ないものであったか、及び本件復旧工事を必要とする範囲及び本件負担金の算定が妥当であったかについて判断する必要がある。

- (1) 本件交通事故は災害が原因のやむを得ないものであったか

道路の管理に要する費用は、道路管理者が負担するのが原則であるところ、道路法58条1項に基づく原因者負担金制度は、「他の工事」又は「他の行為」により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用を道路管理者に負担させることは衡平に反することから、その原因者に負担させることとし、明文上故意・過失を必要とせず、原因者に対して復旧に要した費用をその必要を生じた限度において負担させることができるものと解される。一方で、無過失責任を課することが社会的妥当性を欠くような場合には、当該損傷者を原因者認定しないこととするか、認定する場合でも、「必要を生じた限度」や「全部又は一部」の運用において、負担命令が妥当な範囲で発せられるべきとされている。

本件交通事故発生時の本件道路周辺の天候状況は、前記1の認定事実等によると、降雨量は0か0.5mmとわずかであり、風速は歩行者が転倒したり、高速道路での車の運転に支障が出始めるとされる平均風速15～20m/sには及ばないもので、本件道路についても同様の状況であったと考えられる。飛来した落下物についても処分庁のパトロールでは確認されてい

ない。この点について、審査請求人は何ら反論や立証を行っておらず、自らの主張を証明するに足る説明や資料の提出もなされなかった。

以上を踏まえると、当該事故は災害が原因の不可抗力でやむを得ないものであり、原因者に負担を求めることが社会的妥当性を欠き負担金の徴収を免れるものに該当するとは認められない。

(2) 本件復旧工事を必要とする範囲及び本件負担金の算定が妥当であったか

道路法58条1項に基づく負担命令は、前述のとおり「必要を生じた限度」であることが要件とされている。このため、本件復旧工事の範囲、金額の算出方法について検討する。

ア 本件復旧工事は2か年国債契約である「令和2年度B国道西部維持修繕工事（令和3年度）」（以下「本件維持修繕工事」という。）の一部として実施され、本件負担命令による復旧工事を必要とする範囲は、本件交通事故で損傷したガードレール及び橋梁用防護柵の撤去及び再設置である。本件維持修繕工事の作業完了報告書等の資料から確認できる本件損傷に係る工事箇所や範囲を、本件交通事故の事故箇所説明資料の図面、写真と照らし合わせても、特段齟齬は認められない。

イ 道路の復旧工事の請負工事費は、基準書によれば、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計である工事価格に消費税相当額を加えて構成される。本件復旧工事に係る各工種細別の直接工事費は、基準書にある材料費、歩掛、労務費の算出方法に則り、登録された単価が用いられている。そして、この単価に、本件維持修繕工事の請負当初契約で算出した84.52%を乗じた額が間接経費として使用されており、この間接経費が基準書による共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に当たるものである。

このため、間接経費率の根拠となる本件維持修繕工事の請負当初契約における合意単価を確認したところ、直接工事費7764万3984円、共通仮設費635万3126円、現場管理費4049万6847円、一般管理費等1877万6043円となっており、これらを合計した工事価格1億4327万円となっている。そして、工事価格における直接工事費を除いた経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計6562万6016円）の、直接工事費に対する割合は84.52%となっている。なお、本件維持修繕工事は一般競争で発注され、契約されたものである。

上記のとおり、処分庁は基準書に基づいて上記アで示す本件復旧工事の

必要な範囲で直接工事費と間接経費を算出し、その合計に消費税10%を加え、さらに本件復旧工事で要した数量を乗じて金額を算出しており、用いられている単価及び間接経費率についても特段不合理な点は認められない。

ウ 審査請求人は本件交通事故当時の損傷物の価値が不明瞭であると主張している。一方、処分庁は本件負担命令で本件復旧工事による道路の機能回復に要した費用を提示しており、それは損傷物の価値に左右されないとしている。道路法58条1項に基づく原因者負担金制度は、道路の機能回復を図るための手段であり、機能回復が必要である限り、結果的に原因者に対して現存価値以上の負担を課することとなったとしても、それだけでは違法とはいえず、工事費用の全額の負担を命じたことが裁量権を逸脱したものともいえないと解されている（札幌高等裁判所平成16年3月25日判決（平成15年（行コ）第17号））。これらに対し、審査請求人は、損傷物の価値を明確にしないことの違法性の根拠を示す主張や立証、反論を行っていない。

以上のことから、本件負担命令における本件復旧工事を必要とする範囲及び本件負担金の算定の妥当性について特段不合理な点は認められない。

### 3 結論

上記のことから、本件負担命令に違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和6年11月5日、審査庁から諮問を受け、同年12月5日及び同月12日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和6年11月18日及び同月28日、主張書面及び資料の提出を受けた。

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件負担命令の適法性及び妥当性について

(1) 道路の管理に関する費用は、道路管理者が負担するのが原則である（道路法49条）ところ、道路法58条1項に規定する原因者負担金制度は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、道路管理者に負担させることは衡平に反するため、

当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることとしたものであると解される。

その負担させる費用について、道路法５８条１項は、「他の行為」により「必要を生じた限度」において、その全部又は一部を負担させるものとする旨規定するところ、機能復旧に必要な費用全額の負担を命令することの適法性が解釈・裁判例上是認されている一方で、原因者に費用全額を負担させることが社会通念上不当と認められる場合、すなわち、「他の行為」が台風、地震等の自然災害を原因とし、かつ、他の要因によらないことが明らかな場合等不可抗力によって生じたことが明らかである場合や、損傷を受けた物件が著しく老朽化していると認められる場合においては、衡平性の観点から、費用の全部又は一部を負担させないこととするのが適当であると解される。

また、道路法５８条１項の「他の行為につき費用を負担する者」として使用者に負担命令を行う場合、損傷が業務執行によって生じたものである限り、選任、監督上無過失であっても、それにより利益を得ている使用者に負担命令を課すことは妥当性を欠くものとはいえないとされている。裁判例においても「「他の行為につき費用を負担する者」とは、行為者が同時にその行為につき費用を負担する者であるときはその行為者、直接行為者のほかにその行為につき費用を負担すべき者があるときはその費用負担者をいうのであり、（中略）したがって当該損傷行為が被用者によりある事業の執行につきなされた場合におけるその事業主はこれに該ると解すべきである」（札幌高等裁判所函館支部昭和４２年１月３０日判決（昭和４１年（行コ）１号））とされており、使用者が「費用を負担する者」に当たることが認められている。

（２）次に、審査請求人の主張について、以下、検討する。

ア 本件交通事故の原因が不可抗力によるものかについて

審査請求人は、本件交通事故発生時は大型の台風１０号が上陸・通過しており、風雨が強く、災害のため衝突は不可抗力であったと主張する。そのため、上記（１）のとおり、原因者に費用全額を負担させることが社会通念上不当と認められる場合、すなわち、「他の行為」が台風、地震等の自然災害を原因とし、かつ、他の要因によらないことが明らかな場合等、不可抗力によって生じたことが明らかである場合等であるかどうかについて検討する。

本件道路から国道沿いに北東約10.7キロのI特別地域気象観測所及び南西約13.8キロのJ地域気象観測所の観測データによると、本件交通事故発生当時の令和元年8月15日20時0分から20時30分の間の10分間ごとの値では、Iで降水量は最大で0.5mm、平均風速は最大で7.1m/s、最大瞬間風速は12.8m/sであり、Jで降水量0.0mm、平均風速は最大で1.0m/s、最大瞬間風速は2.8m/sであり、本件道路においても同様の状態であったと考えられる。そうすると、降水量はわずかであり、風速については、歩行者が転倒したり、高速道路での車の運転に支障が出始めるとされる平均風速15～20m/sには及ばないものであって、専ら風雨によって本件交通事故が生じたものかどうかは事件記録からは明らかではないこと、また、審査請求人からは、上記主張を証明するに足る説明や資料の提出もなされていないことから、本件交通事故が明らかに不可抗力によって生じたとは認められない。

なお、審査請求人は、飛来した落下物もあり、災害のため衝突は不可抗力であったとも主張するが、審理員からの照会に対する回答において処分庁は「事故発生時や翌日のパトロールでは、飛来した落下物は確認していない」としており、この点について、審査請求人からは、上記主張を証明するに足る資料の提出もなされていないことから、審査請求人の上記主張は採用できない。

イ 本件復旧工事を必要とする範囲及び本件負担金の算出方法について

審査請求人は、本件負担金について、本件復旧工事における補修を必要とする範囲及び費用の算出方法が不明瞭であると主張する。

(ア) 本件交通事故の損傷物は、国土交通省直轄の国道A号B国道上の道路の附属物であるガードレール及び橋梁用防護柵であるところ、本件復旧工事は、本件交通事故により損傷したガードレール及び橋梁用防護柵の撤去及び再設置であり、事件記録及び審査庁が提出した令和6年11月18日付け「主張書面又は資料の提出の求めについて（提出）」によれば、本件復旧工事の対象となったガードレール及び橋梁用防護柵は、本件交通事故で損傷した箇所と同一であると認められることから、本件損傷箇所と本件復旧工事における補修を必要とする範囲に不整合なところはなく、特段不適切な点はみられない。

(イ) 次に、本件負担命令の命令書によれば、本件負担金は、本件復旧工事の費用に事務費を加えた額となっている。

基準書の第1章総則の①の1「適用範囲」において、基準書は、国土交通省直轄の道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における積算に適用するとされており、基準書によれば、請負工事費は、直接工事費、間接経費（間接工事費、一般管理費等の合計）に消費税相当額を加えたものとされている。

これを本件復旧工事の費用についてみると、本件復旧工事は本件維持修繕工事の一部として実施されているところ、事件記録及び審査庁が提出した令和6年11月18日付け「主張書面又は資料の提出の求めについて（提出）」によれば、処分庁は、ガードレール及び橋梁用防護柵をそれぞれ工種・種別等に区分し、処分庁が作成した設計内訳書の単価を直接工事費の単価として計上し、この単価に本件維持修繕工事の請負当初契約の合意単価を基に算出した間接経費率を乗じた額を間接経費とし、これらに消費税相当額を加えた額を合計して本件復旧工事の費用としていることが認められる。

そうすると、本件復旧工事の費用は、上記（ア）のとおり本件交通事故により必要を生じた限度において、ガードレール及び橋梁用防護柵を撤去及び再設置する費用を、上記の基準書等に基づいて算出したものであり、その算出方法に特段不当な点は認められない。

また、事務費については、「道路整備特別会計における附帯工事のうち損傷復旧工事の事務費の率について」（平成16年4月1日国部整道政第395号C地方整備局長通知）に基づいて算出することとされているところ、本件復旧工事に係る事務費についても上記通知に基づいて算出したものであり、その算出方法に特段不当な点は認められない。

したがって、処分庁は、本件負担金の算出に当たって、基準書等に基づいて本件復旧工事の費用及び事務費を算出しており、本件負担金の算出方法に特段不当な点は認められない。

なお、審査請求人は本件交通事故当時の損傷物の価値が不明瞭であると主張しているが、道路法58条1項に基づく原因者負担金制度は、道路の価値の復元ではなく、機能復旧（効果の原状回復）であり、また、機能回復が必要である限り、結果的に原因者に対して現存価値以上の負担を課することとなったとしても、それだけでは、道路法58条1項に反するものではないとされている（札幌高等裁判所平成15年（行コ）第17号平成16年3月25日判決）。したがって、本件負担金は、損傷物の価値に左

右されるものではなく、また、本件のガードレール及び橋梁用防護柵が本件交通事故当時に経年劣化等により設置時の機能を保っていなかったこと等を示す主張や立証もないことから、本件負担命令が必要を生じた限度を超えたものともいえず、審査請求人の上記主張は採用できない。

(3) 結論

以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、本件負担命令には違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委 | 員 | 吉 | 開 | 正 | 治 | 郎 |
| 委 | 員 | 佐 | 脇 | 敦 |   | 子 |
| 委 | 員 | 中 | 原 | 茂 |   | 樹 |